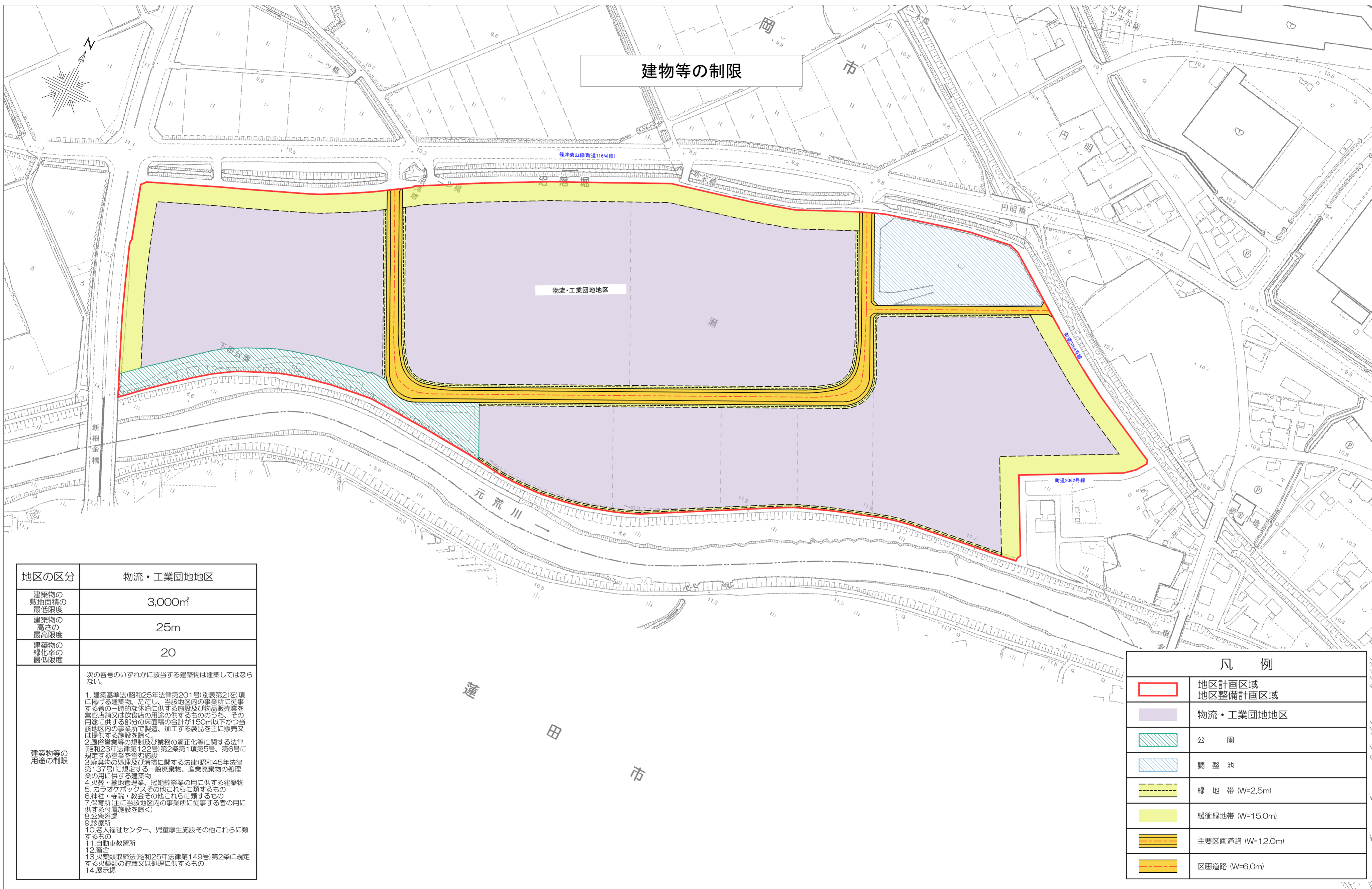


# 計画図（地区整備計画図）

## 建物等の制限



地区の区分	物流・工業団地地区
建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡
建築物の高さの最高限度	25m
建築物の緑化率の最低限度	20
建築物等の用途の制限	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(各)項に掲げる建築物。ただし、当該地区内の事業所に従事する者の一時的な宿泊に供する施設及び物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途の供するものうち、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以下かつ当該地区内の事業所で製造、加工する製品を主に販売又は提供する施設を除く。</li> <li>2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第5号、第6号に規定する営業を営む施設</li> <li>3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物</li> <li>4. 火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業の用に供する建築物</li> <li>5. カラオケボックスその他これらに類するもの</li> <li>6. 神社・寺院・教会その他これらに類するもの</li> <li>7. 保育所(主に当該地区内の事業所に従事する者の用に供する付属施設を除く)</li> <li>8. 公衆浴場</li> <li>9. 診療所</li> <li>10. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>11. 自動車教習所</li> <li>12. 倉庫</li> <li>13. 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの</li> <li>14. 展示場</li> </ol>

凡例	
	地区計画区域 地区整備計画区域
	物流・工業団地地区
	公園
	調整池
	緑地帯 (W=2.5m)
	緩衝緑地帯 (W=15.0m)
	主要区画道路 (W=12.0m)
	区画道路 (W=6.0m)

